

- 発行／北海道弟子屈町議会
- 編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会
- 委員長 高橋 正秀
- 副委員長 高砂 弥生
- 委員 鈴木 繁 岩崎 義人
- ☎482-2695

第71号
町議会だより

第4回定例会

第4回定例会は、12月10日に招集され12日までの3日間の会期で行われた。諸般報告(議長)、行政報告(町長)の後、条例の制定など単行議案(13件)、平成25年度一般会計補正予算など補正予算(4件)、監査委員の選任を含む人事案件(4件)を審議し、それぞれ可決した。
一般質問については、8人から18問が行われ、町への提案がなされたほか、意見書案2件を採択とした。

審議のあらまし

決算認定

- 第3回定例会において決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていた平成24年度弟子屈町一般会計ほか6件の決算認定について、10月31日・11月1日の2日間、町長ほか関係職員の出席を求め、慎重に審査した結果、次の意見を付し認定すべきものとする委員長報告の後、それぞれ認定可決された。
※ただし、議案第60号については、原案可決および認定可決とする。
- ◎認定1号／平成24年度弟子屈町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定2号／平成24年度弟子屈町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定3号／平成24年度弟子屈町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定4号／平成24年度弟子屈町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎認定5号／平成24年度弟子屈町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について



その他の会計

- ◎認定6号／平成24年度弟子屈町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎議案第60号／平成24年度弟子屈町水道事業剰余金の処分および決算認定について
 - ▼審査意見
(一般会計)
 - ①平成24年度の税および使用料の徴収については、努力の跡がみられるが、なお一層収納率の向上に期待する。
 - ②各種事務事業の推進にあたっては、きめ細やかな計画および評価を行い、効率的な行政を推進すること。
- 平成24年度各会計の税および使用料の徴収については、努力の跡がみられるが、なお一層収納率の向上に期待する。

条例の制定・一部改正

- ◎弟子屈町職員の再任用に関する条例の制定について(議案第62号)
平成25年度をもって60歳定年退職となる職員から、退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、定年退職後においても働く意欲と能力を有する職員を再任用することができ、新たな仕組み・制度を構築するために制定するもの。
- ◎弟子屈町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第64号)
- ◎公益的法人等への弟子屈町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第63号)
- ◎弟子屈町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第65号)
- ◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第66号)

- ◎弟子屈町職員の再任用制度の運用にあたり必要な関係条例の一部を改正するもの。
- ◎弟子屈町の特定の事務を取り扱うせる郵便局の指定について(議案第67号)
現在、屈斜路支所で取り扱っている戸籍や住民票の交付など、町が指定する特定の事務を平成26年4月1日から屈斜路郵便局で取り扱うことを可能とするため、法律に基づき議会で議決されたもの。
これにより、平成26年4月から、平日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)の毎日午前9時から午後5時まで、戸籍や住民票などの交付の請求および引き渡しが可能となる。
- ◎弟子屈町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第68号)
本条例中に一部、文言や条文に不適切な箇所を確認したので、当該箇所を訂正するもの。
- ◎町税条例の一部を改正する条例の制定について(議案第69号)
地方税法施行令および同法施行規則の改正に伴う、公的年金などからの町民税の特別徴収制度の規定の一

- 部と税額算定方式の見直し、上場株式などの配当所得などに係る町民税課税特別の対象の拡大、所得計算における損益通算範囲の拡大などに係る改正。
- ◎消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(議案第70号)
平成24年8月「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布。平成25年10月1日閣議決定され、平成26年4月1日から消費税率を8%にすることが決定された。
これにより、公共施設などの使用料の改正消費税率の引き上げ、および消費税率が規定されている条例の条項の整備が必要となったことによる制定。消費税率100分の105を、100分の108に改正。
- ◎桜ヶ丘森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第71号)
一部老朽化した施設の撤去に伴う施設名の削除、公園の開園期間や施設の供用時間の見直し、またA・Bに分かれていたキャンプ場のフリーサイトテント使用料を含め一本化を図



桜ヶ丘森林公園のバーベキューコーナー

- からの消費税引き上げに伴い、使用料の一部を改正。
- ◎弟子屈町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第73号)
地方公営企業法および同法施行令の一部改正に伴い、本条例に利益の処分の規定を追加し、積立金の名称と使途目的を定め、目的外使用については議会の議決を経て行うことを規定。
- ◎摩周運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第80号)
同公園内の老朽化が著しく倒壊の恐れがあるあずまの撤去に伴い、条例から削除。さらに平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、各施設の使用料の税率を8%に改正。

財産取得

- ▼財産の種類／スクールバス(小型29人乗り)
- ▼数量／1台
- ▼取得価格／922万9千500円
- ▼契約の方法／指名競争入札
- ▼取得先／鈴蘭2丁目1番10号
(株くるま館)
- 代表取締役 鈴木 康弘
- ※納入期限は、平成26年3月26日。

補正予算

平成25年度一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議において報告の結果、可決された。主な内容は次のとおり。 ※補正予算の額は下の表のとおり。

◎一般会計補正(第5号)(議案第74号)

歳入歳出の総額に1億405万1千円を追加し、総額を77億5千277万5千円とする。歳入の主なもの、地方交付税や国、道の負担金、寄附金の増額と、地方債の追加および変更分など。歳出では、屈斜路研修セ

ンタートイレ改修工事713万円、緊急防災・減災事業を活用した摩周観光文化センターつり天井などの改修工事2千800万円、小中学校の防災機能強化改修実施設計業務386万2千円などを計上。

◎国民健康保険特別会計補正(第1号)(議案第75号)

年度内に不足が見込まれる高額療養費などの増により、歳入歳出の総額にそれぞれ405万6千円を追加し、総額を11億6千663万9千円とした。

◎弟子屈町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(議案第76号)

前年度の広域連合事務費負担金および今年度の保険基盤安定負担金などの増減により、歳入歳出の総額からそれぞれ12万8千円を減額し、総額を9千375万円とした。

◎下水道事業会計補正(第2号)(議案第77号)

歳入歳出の総額に32万6千円を追加し、総額を3億5千85万3千円とする。歳入では繰越金の増額を、歳出では電気料や公共汚水ます補修工事の増額や委託料などの減額を行い、歳入歳出の調整を行った。

平成25年度弟子屈町各会計補正予算

区分	補正前	補正額	補正後
一般会計	76億4,872万4,000円	1億405万1,000円	77億5,277万5,000円
特別会計	国民健康保険	405万6,000円	11億6,663万9,000円
	後期高齢者医療	12万8,000円	9,375万円
	下水道事業	32万6,000円	3億5,085万3,000円

一般会計・下水道会計総括質疑

12月の特別交付税について

問 12月特別交付税の額とその中身について。

答 決定額は2億868万2千円で、前年度との比較で4%の増額。主なものは、10月に起きた風雨災害分と地籍調査該当年度分、額が一番多いのが厚生連の赤字負担分で1億6千400万円。

街灯について

問 25年度中の街灯の設置数と年度内設置予定について。

答 防犯灯の修理の数は96基で、新設は5基。

福祉バスの貸し出しについて

問 福祉バスの貸し出し件数と、運行はどのようにしているのか。

答 今年度11月までの利用状況は107件。運行については、弟



福祉バスの適正な運行を

子屈町乗合自動車運行規程に基づき貸し出している。今後さらなる適正な運用に努めていく。

路盤の補修について

問 工事後、旧路盤と新路盤との境目が傷んでいるところが多くみられるが、どのように補修を行っているのか。

答 目視によるパトロールを行い、予算の範囲内で補修を行っている。今後は現地調査も交え、年次計画を立て補修を行う。

下水道工事後の保証期間について

問 工事後の保証期間は何年あるのか。

答 引き渡し後2年である。

意見書

◎森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
(意見書案第6号)

(要旨) 近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっており、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心と期待が寄せられ、その果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林・林業を国家戦略と位置付けて、森林施策の集約化、路網の整備、人材の育成などを積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興

人事案件

◎監査委員の選任について
平成25年12月16日をもって任期満了となる監査委員(識見を有する者)谷口秀美氏の後任に、川湯在住の山田昭男氏の選任に同意。

◎教育委員会委員の任命について
平成25年12月16日をもって任期満了となる教育委員会委員に、小澤重氏を再任することに同意。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成26年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に、朝日英明氏、小泉裕氏を適任とし、それぞれ法務大臣に推薦することとした。



を早期に図るために、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

◎要支援者への保険給付の継続を求める意見書について
(意見書案第7号)

(要旨) 厚生労働省は社会保障審議会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。

この事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用に一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営などに悪影響を及ぼしかねない。よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

【提出先】厚生労働大臣

一般質問



小川 義雄 議員
一般質問

問 スポーツ活動推進体制について 答 ジュニアリーダーコース16人修了

問 現在、本町には17団体の文化・スポーツの少年団が結成されており、その構成団体は小学生・中学生・高校生である。指導者として一般市民、教職員が担当している。人材育成事業としてジュニアリーダーコースがあるが、その内容を伺う。



答 教育長答弁
本町には17の文化・スポーツ

少年団が子どもたちと共に保護者、協力者、教職員など約376人の団員により構成されている。青少年の人材育成事業として北海道教育委員会が主催しているジュニアリーダーコースがあり、ワークシヨップなど主体的な学習活動をおして、地域活動やまちづくりに参加する青少年活動のリーダーを養成することを事業趣旨としている。参加者の選定は、釧根の各市町村から中学生・高校生各1人、および特別支援学校から2人となっている。本町においては、弟子屈高校から1人を選定し参加している。19年度から本年度までの7年間で中学生10人、高校生6人の合計16人がジュニアリーダーコースを修了している。

問 学校給食食材などの地元購入促進に向けて 答 給食費単価は町長側とも十分協議する

問 過去の議会でも地元商店から購入するように求めてきたところ、額、比率とも前進しているが、さらなる購入促進対策を伺う。来年4月から、消費税の税率引き上げに伴う給食食材の値上げにより、学校給食費の値上げも想定されるが、現行の給食費の単価で据え置くよう、一般会計から補助金の増額を求め、24年度の学校給食会、町外業者、町内業者3者からの購入状況はどうか。

答 教育長答弁
今後においても、可能な限り町内業者からの給食食材の購入促進に努める。学校給食費の値上げと父母負担の在り方については、町長側とも十分協議を進める。学校給食用の食材仕入れ状況は、平成24年度実績で総額2千979万9千円であり、その内訳は町内業者8社52.8%、町外業者6社18%、学校給食会29.2%である。

問 公共事業の発注と受注関係などについて 答 社会保険未加入者に個別指導する

問 平成24年12月の議会で、町内指名業者のうち、厚生年金、健康保険未加入業者に対して加入率100%を目指す旨が答弁されているが、その後の経過と改善をどう確認されているか。町内の建築工事指名業者7社の元請負が地元業者に出した内訳と、元請負が町外業者に出した内訳を伺う。

4社で26人(季節労働者)の方が社会保険未加入であるので、今後は個別企業ごとに最大限の指導をする。元請負業者が下請負を町内に発注したのは、43工種。町外業者に発注した件数は55工種である。今後、下請負業者に発注する場合は、地元業者が工事を受注できる体制のあるところについては、元請負に対して地元商工業の振興の観点から強力に指導する。

答 副町長答弁
建築の指名業者7社の中で、

問 介護保険の市町村への移管に対する諸問題 答 町として何らかの対応策を考える

問 国は26年中に今の介護保険法改正案を国会に提出しようとしているが、とんでもない改悪で、現在の要支援1-2の認定者に対して、デイサービスや訪問介護の予防給付の廃止、特別養護老人ホームの入所基準の大幅制限、二定所得の利用料の値上げを求める内容となっているが、本町での影響者数はどうなるか伺う。現行制度を守るために国、道に強力に要請すべきであり、町として法案が成立した場合の具体的支援を伺う。

答 町長答弁
介護保険適用除外になり、地

問 肺炎球菌ワクチン接種について 答 新年度から支援を進める

問 日本人の肺炎による死亡率は死因別で3位、その死亡者の95%を65歳以上で占めている。日本の肺炎球菌ワクチン接種率は約4%で、アメリカの約70%に比べて低い状況。厚生労働省は肺炎球菌ワクチン接種は肺炎の重症化を防ぐ効果があると調査結果を出している。道内でも既に96市町村が支援を実施し、医療給付費の削減にもなるので、1

日も早い決断を町長に求める。

答 町長答弁
本町の65歳以上の人口は11月末現在2千661人。平成25年度に町内医療機関で肺炎球菌ワクチンを接種した町民は約80人で、接種費用は約6千円。1回の接種で5年間抗体の効果を得られるので、新年度か



問 高齢者・低所得者などの生活支援と助成の増額について 答 町の財政状況を検討し、増額と支援範囲拡大を検討する

問 年末を控えて食料品の値上がり、厳冬を目前としたガソリン・灯油の値上げや高止まりなど、相次ぐ物価の現状は国民の生活を困窮に追い詰める状況となっている。本町では例年、高齢者世帯および低所得者世帯などへの生活支援として、ハイヤー料金や灯油代金などの助成を行ってきた。社会情勢に合わせた生活助成範囲の拡大や、支給金額の増額などを手厚く改正する必要があると思うが、所見を伺う。

答 町長答弁
本町では、高齢者の積極的社会参加を促進するとともに健康保持を図り、生きがいのある生活の援助をする目的で、70歳以上の高齢者で構成される世帯の支援や町民税の非課税世帯、および身体的・精神的条件などに関わる世帯、養育手帳A世帯などに対し、幅広い助成と支援としてバス・タクシー券、自家用車の燃料補助券の発行、11月からの灯油および他の暖房燃料を灯油相当量として補助してきた。支給については、住民基本台帳を基に対象者の確認をしているが、相談を受け付ける環境をより充実させたい。今後、社会情勢に合わせた生活援助を開設することが必要と考えている。助成額や助成範囲をどのように拡大するかの方法について、財政負担を十分考慮し、検討していきたい。

館 忠良 議員
一般質問

問 改正耐震改修促進法の実施について
答 耐震診断・耐震改修のため国・道に補助制度の拡充を求める要望書の提出を進めたい

問 平成25年11月施行の改正法では1981(昭和56)年以前に建築したホテルや商業施設の耐震診断や耐震改修が義務化された。対象のホテルおよび中小商業施設にあっては、高額費用をどのように捻出するか悩む状況である。3年間の猶予期間内で本町の対象物件は対応できるか。特に、資金調達や資金運用で弱体化している現実を考慮して、行政の積極的な支援が必要と考える。本町として現状で考えられる方策はあるのか伺いたい。

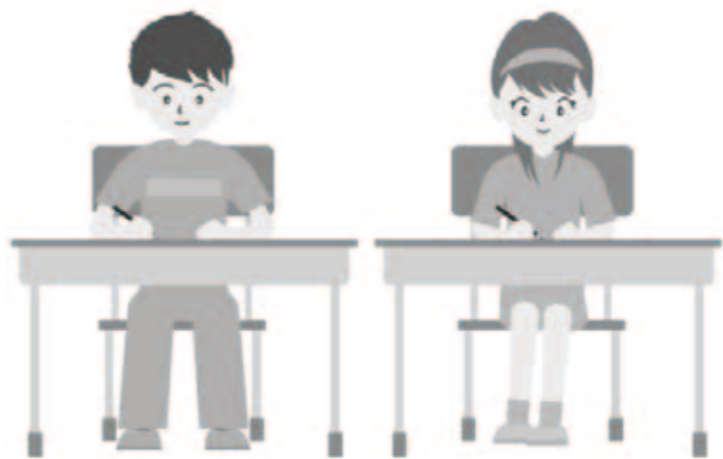
答 町長答弁
 耐震改修促進法は1995年の阪神大震災を受けて施行された。耐震化を促進するために、特定建築物の耐震化率を2015年までに90%に引き上げる法律である。今回2度目の改定が実施され、床面積5千㎡と3階以上の面積を持つ建築物が対象となる。期間内に耐震診断か耐震改修がなされないときは、公的機関による未実施が公表される。本町の対象物件は6棟あり、全てがホテルである。耐震診断の義務化に伴う補助金は、国が3分の1相当額が原則で、所有者は3分の2とされているが、地元自治体が補助制度を設けると所有者負担が6分の1となり、大幅な軽減となる。そのため2014年には、制度創設のため関係する近隣町村と協議を行う方針を進める。



問 学校における学力テスト公表の考え方について
答 現方針を踏襲して学力テストの事後処理を進める

問 小学校6年、中学校3年を対象とした学力テストの実施結果について文部科学省の専門家会議は、2014年度から成績公表は一定の条件を付けて地方教育委員会の判断で可能にする方針を示した。本町では、序列化や過度な競争から来る教育の弊害を避け、公表を見送ってきたが、来年度の実施結果についても今までの方針と何ら変更のないものと認識するが、考えを伺う。

答 町長答弁
 これまで教育委員会は、学力テストの結果公表は文部科学省の配慮しなければならぬ事項として公表は行わないとする方針で来た。しかし、この度、文部科学省の専門家会議では、2014年度から学力テストの結果公表については、都道府県・市町村教育委員会に一定の条件を付けて公表するか否かの判断を委ねることとした。学力テストの事後処理の大変換と言わざるを得ない。本町では、小規模校の実態や今までの調査活用事例から、公表すること自体個人情報を守られないばかりか、総合的に教育的配慮を著しく欠くものと考えている。以上のことから、公表に関する態度は従来どおりの方針を踏襲する。



問 スポーツ施設の充実について
答 第5次総合計画に基づき検討

問 7年後に東京オリンピックが決定し、選手の多くが今以上に北海道を訪れ、合宿すると思われる。文化センターを中心に、テニスコート、小グラウンド、駐車場などが設備されているので、隣接の町有地に野球場を中心とした道東一の芝の運動広場をつくるために、町の中期計画に追加し、整備してはどうか。町長および教育長に伺う。

球場の改修は大きな懸案事項であるので、道東をはじめとする野球場や運動広場・公園の整備実態や利用状況などについて調査研究を行うとともに、球場の位置なども含めた総合的な野球場のあり方について、町長部局と一体となって協議・検討を進めていく。



問 本町の活性化のための企業誘致について
答 企業振興促進条例に基づき支援

問 国が進めているTPPは、数年後に全ての品目が関税ゼロとなるであろう。また、国内では食の偽造が問題となっており、ホテルをはじめ偽造が発覚し、代表者の辞任が相次いでいる今、大手企業では北海道特区進出の準備がされている。国は北海道を食の生産基地とするため、北海道特区の中に現在の農地移転と利用

び町民が働く場所をつくる時とと思うが、町長の見解を伺う。

答 町長答弁
 農業においては、燃料・資材・飼料などが高騰し、経営に多大な影響を与えている。TPPについても、年内妥結を目標に協議しているが、交渉の結果によつては、農業のみならず地域社会全体への影響が懸念されており、国の対策を見据えながら方策を検討していく。近年、町内で新しい農業経営を行う企業が事業展開しており、温泉熱を利用したマンゴー栽培、ハウ

スでの野菜栽培、また、温泉水を利用した発電施設が建設されるなど、冬期間も含め雇用が図られており、町内経済の活性化にもつながるものと考えている。新たに進出する企業には、企業振興促進条例などに基づき支援をしていく。

答 教育長答弁
 道から、2020年に開催される東京オリンピックに関し、各地域の選手団の事前合宿の受け入れ意向調査があったが、教育委員会としては資金や施設などの問題はありますが「可能な範囲で受け入れたい」との回答をした。今後も本町の良さを生かした競技種目の誘致に努めていきたい。

また、質問の町営球場については、昭和34年に整備されて以来、築54年を経過し、グラウンドの硬質化、土が硬くてスライディングもままならぬ状態、排水機能の低下、フェンスやトイレの老朽化など抜本的な改修が必要となっている。

答 町長答弁
 スポーツ活動の推進として、第5次弟子屈町総合計画においては、スポーツ環境の充実を図ることとしており、現状に適した施設の整備方針の検討をすることとしている。

町では、平成26年度には養護老人ホームの改築工事があり起債残高が膨らむことから、既存の事業や経常経費を圧縮して財源を捻出しなければならぬ状況にある。さらに、老朽化した公共施設の改修もあり、優先順位をつけ、議員や町民の皆さまとともに検討していくこととしている。したがって、野球場を中心とした運動公園の整備については、町民生活と効率性を重視した身の丈にあった財政運営を念頭に、必要性などを検討したいと考えている。



硫黄山の観光資源としてのさらなる活用を

議員の兼業禁止について

地方自治法第92条の2に規定

問 地方自治法の兼業の禁止規定第92条の2に該当する会社があるか否かを質問しようとしたが、今回その法に触れるであろう件が議案とされた。

答 すなわち、議員が運営する会社が町の入札、納品をすることが禁じられている。4年前、会社社長の議員が全て交替し、兼業する議員はゼロとなったが、最近、町民の声では、2カ月後に再度、社長に就任し、町の入札に当該会社が参加しているといわれているが、現状はどうか伺う。なお、町の入札に参加している議員が社長の会社は、何社あるのか伺う。

答 今回の、議員が社長となっている会社の入札による購入の件は、地方自治法に違反する恐れがある。後日、適切な時期に会社の謄本、決算書、町の入札の実態などを添えて、調査議決をするために、これらの書類の収集に町は協力できるか伺う。

副町長答弁

議員の兼業に関しては、地方自治法第92条の2に規定されており、条文についてもご承知の通りである。入札参加の申請をしている会社は1社で、平成24年度は、指名件数が4件、落札件数はない。本年度においては、現時点で指名件数が5件、落札件数は2件となっている。なお、入札状況については、定例会ごとに契約状況を一覧表にて報告している。

観光振興策について

遊歩道は27年度から

問 通過型の観光から体験・滞在型の観光を目指す本町観光にとって、川湯硫黄山は貴重な観光資源と考える。登山再開の見通しはどうか。

答 また、摩周湖第1展望台から第3展望台の間は、摩周湖の絶景の

ビューポイントであり、遊歩道を整備して、2daysえこパスポート事業との連携を図るべきと考える。

副町長答弁

川湯硫黄山は登山の再開に向けて調査をしてきたが、安全性の確認がとれないため、現在まで入山禁止措置をとってきた。その間、環境省川湯自然保護官事務所や森林管理署など、関係機関とも協議してきたところであるが、各所で岩が熱や風化でもろくなっており、現時点では落石などの危険性も考えられ、立ち入り規制を直ちに解除できる状況ではないと判断している。硫黄山の登山は魅力的であると考えているが、登山再開の可能性を慎重に、多くの関係機関と再度協議する必要があると考えている。

次に、摩周湖第1展望台から第3展望台の遊歩道については、環境省も再整備を直轄事業で行う考えを持っているが、環境省の予算配分の面でも早急に計画を立て実施するのは難しい状況にある。現段階では27年度以降になる見込みであるとの回答を得ている。

地場産材の利用について

積極的に使用していく

問 新年度、建設を計画している老人ホーム倭和園・特養摩周の内装材に、地場産材を積極的に使用するべきと考える。

町長答弁

最近建設の公共施設などには地場産材が多く使用されてきており、計画的に建て替えを行っている本町の公営住宅の内装や構造材については、も道産のカラマツ材が使用されている。新設



新しい老人ホームの地域交流ホール(予想図)

この他、新設の内装材については、例えば床材については、入居者が転倒した場合の衝撃吸収性と車椅子や配膳車などの走行性を考慮しなければならぬことや、内壁についても、車椅子などがすりやすい場所には、すり傷の付きづらい表面強化のものを使用するなどの配慮が必要になるが、入居者の安全性と維持管理費の経済性を考慮しながら、地場産材が使用できる箇所には積極的に使用するよう配慮していきたい。

山田博 議員

一般質問

高橋正秀 議員

一般質問

TPP参加による農業情勢について

多大な影響を与えるため、大変厳しい状況

問 現在、TPP参加交渉に参加し、重要品目の除外など議論が内外で行われている。交渉に至っては予断を許さず、大変厳しい情勢であり、仮に除外品目が認められず参加が決まった場合、農業のみならず地域社会において計り知れない影響が出る。もちろん、JAをはじめ個々の自助努力を怠ることなく対応しなくてはならないが、行政の認識について伺う。

町長答弁

米国を含む多くの国が日本に對し、全ての関税を撤廃するよう求めており、交渉の結果によっては一次産業に大きな困難をもたらすばかりでなく、地域社会全体に大きな影響を与えるため、大変厳しい状況にあると認識している。諸問題を抱え、今後、離農が増えれば、農地処分に伴う分散化や遊休化が課題となる。農業を取り巻く環境は依然厳しいものがあるが、TPPの交渉結果も踏まえ、行政として支援できるような方策を検討する。



併せて、農業者の高齢化、後継者不足に伴う遊休地の増加が予想される中、ここでもJAがしっかりと



問 人口減の問題は、本町にかかわらず多くの自治体で直面している課題である。隣町の鶴居村では、中学生までの医療費自己負担分を助成、第3子に恵まれた養育者に30万円の祝い金、就学する年度に就学祝い金20万円と、幅広く子育て世代に施策を実施している。本町の産業構成人口は、一次・二次産業27.4%、三次産業72.6%と、国勢調査の数字からみても雇用の多くは中小零細企業が中心である。過去12年間

問 人口減に対する福祉・雇用・移住対策についてできることを進めていく



鈴木 康弘 議員
一般質問

で激減した企業に比例して、労働者人口が減っている現状である。一次産業は、国道の手厚い助成があり町も補助しているが、雇用の主たる商工観光業者には対策がほとんどとられていない。

移住促進についても、ほとんどを分譲業者に紹介する業務と都市部でのPR活動くらいなもので推移している。このまま何の対策も講じなければ、10年後には6千人を割る状態になる。国、道の出先機関の空き宿舎、町の有休資産を活用し、初期の移住者に提供してはどうか。国、道に相談すれば不可能なことではないと、地元代議士から聞いている。

人口減に対して、官民が一体となり、努力すべきと考えるがどうか。

答 町長答弁
町長答弁
行政として、できることを進めていく。



アイヌ文化を活用したまちづくりを

問 今後「北海道縄文のまち連絡会」の活動について

問 「北海道縄文のまち連絡会」の活動について
今後「積極的に活動していく」

平成22年に加盟した「北海道縄文のまち連絡会」も、発足時の4市2町から現在は26の市町が加盟し、積極的に活動している。北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を目指し運動されているのも、加盟自治体首長が関わっていると聞

いている。本町には50力以上の遺跡、チャシ・砦(とりで)があることが教育委員会の調査で分かっている。屈斜路コタンに「アイヌ民俗資料館」があるが、年々入館者が減少している状態を考えると、資料館の内容を整理するだけでなく、資料館周辺にイチャルパ(儀式)ができるチセやアイヌ文化に伝わる竪穴式住居、遺跡発掘ツアー、アイヌ伝説ガイド付き屈斜路周辺ツアー、木彫り・アイヌ刺しゅうの体験コーナーなどを複合的に整備できたなら、文化の伝承、保存にのみならず町の基幹産業である観光にも結びつく大きな可能性を秘めていると確信している。

答 教育長答弁
資料館の活用、教育的視点からも重要な提言であると思う。官民が協力して新しい町づくりに生かしていく。



高砂 弥生 議員
一般質問

問 児童虐待・DVについて
注意深く見守り、慎重に対処

11月は虐待防止推進月間だった。本町での児童虐待およびDV(ドメスティックバイオレンス)の実態、防止対策、駆け込みシェルター、女性相談室などについて伺う。

答 町長答弁



児童虐待については、児童相談所、町の担当者がそれぞれ即時連絡することになっており、状況に応じ、保護に動いたり、保護の所へつなげている。DV被害者については、居場所が他に漏れることがないように住民情報に警告画面を設定している。また、町独自の緊急避難支援や自立生活への支援を目的に「弟子屈町DV被害者緊急支援資金交付要綱」を定め、関係機関から評価をいただいている。身近な相談は社会福祉係や保健師、警察の担当係になるが、ごく限られた関係者で慎重に対処し、間違いのないよう努めていく。

問 町の観光行政について
引き続き行政支援に努める

町長の執行方針の中で「観光産業の復活は農業と共に本町の将来を左右すると認識している」と述べているが、復活はどの程度進んでいると考えているか。また「食を生かし、選ばれる観光地を目指す」とも述べているが、どのような取り組みをされているか伺う。

答 町長答弁



観光関係団体の先導的役割を期待

観光産業は他産業に比べ、外部影響を受けやすい産業と認識している。こうした状況の中、天候不順による影響が大きい。観光は地域経済に及ぼす影響が大であるため、今後は「観光協会や「えこまち推進協議会」が危機感を持ち、観光振興の先導的役割を果たすとともに、町としても横の連携を図り、本町の経済活性化のため、引き続き行政支援をしていく。



鈴木 繁 議員
一般質問

また、食を生かした選ばれる観光地づくりについては、一部ホテルが取り組む地産地消の流れの拡大に努めていく。26年度の観光に關し、行政に頼るだけでなく、観光に携わる多くの方に、自分から今まで以上に汗をかいてほしいと考える。観光は地域経済に及ぼす影響が大であるため、今後は「観光協会や「えこまち推進協議会」が危機感を持ち、観光振興の先導的役割を果たすとともに、町としても横の連携を図り、本町の経済活性化のため、引き続き行政支援をしていく。

議長会関係

- 10月25日 釧路町村議会議員研修会
- 11月13～15日 第57回町村議会議長全国大会および釧路町村議会議長会行政視察研修

委員会関係

- 10月1日 議会広報編集特別委員会
- 10月15日 文教厚生常任委員会
- 10月15日 議会広報編集特別委員会
- 10月23日 文教厚生常任委員会所管事務調査
- 10月31日・11月1日 決算審査特別委員会
- 11月19～22日 総務経済常任委員会道外視察研修
- 12月3日 議会運営委員会
- 12月4日 総務経済常任委員会
- 12月10日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 10月29日 平成25年第2回釧路広域連合議会10月定例会
- 11月29日 釧路北部消防事務組合議会全員協議会および忘年会

その他

- 9月11日 海上自衛隊北部方面連絡官 山田洋士様 歓迎昼食会
- 9月14日 第65回弟子屈市街地区敬老会
- 9月28日 第6回更科源藏文学賞贈呈式・受賞祝賀会
- 10月4日 第56回北海道中学校長会研究大会釧路・弟子屈大会
- 10月5～7日 弟子屈ふる里会ならびにスポーツ合宿誘致に係る要請活動
- 10月7日 公明党 山口代表への要望会
- 10月16日 厚生病院運営委員会
- 10月20日 高台自治会創立50周年記念式典・祝賀会
- 11月3日 平成25年度弟子屈町功労表彰式
- 11月9日 高橋知事を囲んでの昼食会 ほか
- 11月10日 第8回チャリティ職域かくし芸「芸能の集い」
- 11月14日 北海道医療労働組合連合会陳情対応
- 12月9日 補給艦「ましゅう」安全祈願祭

議会の動き

(9月11日～12月9日)

常任委員会所管事務調査報告

◎文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会は、次により所管事務を調査したので、会議規則の規定により報告する。

▼調査事項／環境生活課が所管する会館などの現況について

▼調査日／平成25年10月23日(木)

▼場所／現地および議員控室

▼目的／所管事務の調査のため

▼方法／資料による聞き取り調査および現地調査

▼結果／平和集会所など集会所や自治会館12施設の現状を把握するため、現地調査を実施した。各施設は概ね良好に維持管理されているが、今後備品管理の適正化やトイレの洋式化、暖房器の排気塔の取り付け位置の見直しなど、施設環境の整備に努めるよう望む。

◎総務経済常任委員会

総務経済常任委員会は、次により所管事務を調査したので、会議規則の規定により報告する。

▼調査事項

①コミュニティの事業概要について

②京都モデルファームの取り組みについて



池田町議の佐野氏の説明に聴き入る

の取り組みについて、設立から現在に至るまで関わってきた佐野氏(池田町議会議員)からお話を伺った。

①平成25年11月20日(水) 福井県今立郡池田町

ファームハウス・コミュニティ

②平成25年11月21日(木)

京都府船井郡京丹波町

(株)京のちから

▼目的／所管事務の調査のため

▼方法／行政視察

▼結果

①コミュニティの事業概要について

農事組合法人 農村資源開発共同体(通称コミュニティ、イタリア語で共同の意味)は平成8年、27人の出資者により設立された組織である。コミュニティの主な事業は農業生産と宿泊施設「ファームハウス・コミュニティ」を拠点とした宿泊・体験の受け入れ、地元で生産されたものを原材料にした加工品の製造・販売の3事業である。



京都モデルファームの(株)京のちから大倉農園

②京都モデルファームの取り組みについて

京都府は、地域の農家や集落で活用が困難な耕作放棄地を、地域やNPO、企業など多様な団体が協働して農業や農作業体験に取り組みることにより、農地として維持・保全していく「京都モデルファーム運動」を推進している。

今回視察した(株)京のちからは、京都モデルファーム運動の活用団体として、京丹波町大倉地区と協定を結び、野菜の栽培や野菜を使ったお菓子作りなど、農業をとおして障害者自立支援に取り組んでいる就労継続支援事業所である。耕作放棄地の増加は高齢化や担い手不足などにより日本のあらゆる地域で起きているが、この運動への取り組みはこうした課題解決の一助となる試みと考える。

補正予算

平成25年第3回臨時会が10月30日開催され、平成25年度弟子屈町一般会計補正予算を審議し、原案どおり可決した。

◎平成25年度一般会計補正予算 歳入歳出の総額に4千722万3千円を追加し、総額を76億4千872万4千円とする。歳入の主なものは、地方交付税と地方債の追加分、歳出では牛サルモネラ症緊急支援事業費200万円、除雪機械の購入費2千700万円、台風18号による災害復旧工事費1千768万円などを計上。

**平成25年
第3回臨時会
(10月30日)**